65集落の事務を引き受ける

遊佐町農地・水・環境保全組織連合会

※写真は現地確認を行うプロジェクトチーム

遊佐町 多面的機能支払交付金の取組み

事業の申請・報告に係る事業手続きは活動組織にとって大きな負担となっている場合が多い。

遊佐町では旧町村単位で、ほ場整備事業やかんがい排水事業を実施しており、町内を蕨岡、遊佐、南西部、北部の４エリアに分割し、多面的機能支払交付金に取り組んでいる。以前から、集落営農組織をこのエリアごとに立ち上げていて、平成19年から農地・水・環境保全向上対策がその流れをくんだ。組織の経理を誰が担うかなど課題はあったが、町やＪＡから事務手続きの支援を受け、個々の農家や集落の負担を軽くする仕組みができた。その仕組みをより確実な体制に整えようと、平成26年に「遊佐町農地・水・環境保全組織連合会」を設立。４組織、65集落の事務を一手に引き受けている。

各集落は、地域の合意を図ったうえで必要な書類を連合会事務局へ提出する。それをもとに連合会は事務手続きを進める。また、集落、保全組織、連合会それぞれの責任の範囲を明確にすることがスムーズな事務処理の決め手ともいえる。

遊佐町農地・水・環境保全連合会事務局のみなさん

左から阿部さん、鳥海さん、今野さん、佐藤さん

特集　協働のちから

組織図

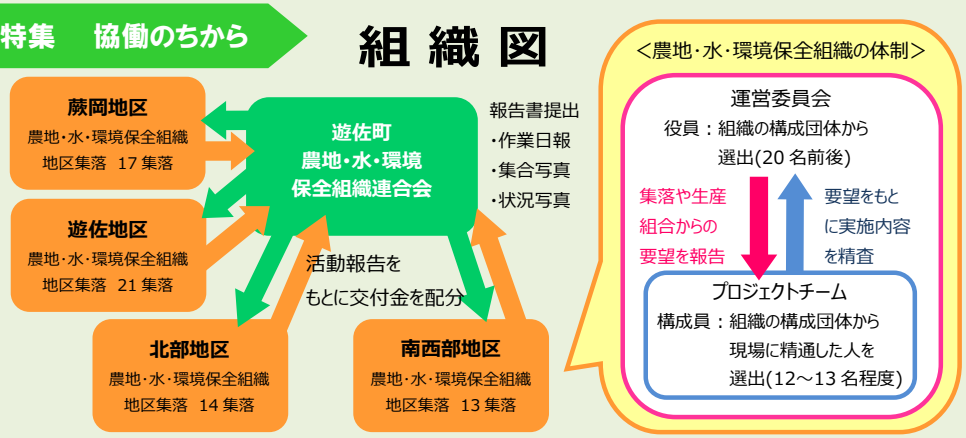

組織内円満のひみつ

４つの農地・水・環境保全組織は、それぞれ10集落以上が所属する広域活動組織である。資源向上活動の対象施設をどこにするか、集落が多い分決定が難しい。

そこで、保全組織ごとに運営委員会内にプロジェクトチームを設置し、運営委員会で集約した集落からの要望について、プロジェクトチームが調査、検討し、優先順位を決定する仕組みを作った。

プロジェクトチームは地元や現場に精通し、技術的知識のある人が担い、室内での会議に留まらず、現地を確認し、彼らの知識を活かして対象箇所は決定されている。

１年で実施できる活動には限りがある。応えられない要望もあるが、プロジェクトチームが集落間の調整役となることで、トラブルなく活動を進めることができている。

円滑に活動を進めるためには、農業者以外の地域の方々に交付金制度や活動の内容を知ってもらうことも重要である。

そこで連合会では、決算報告を始め各地域の事例や活動を紹介する広報を作成し、全戸に配布して周知してきた。

活動を知ってもらうために

近年は、各組織の活動報告や状況写真などを載せたカレンダーを配布しており、その効果もあって、延べ約7,250人の住民が各種活動に参加している。